

労災保険の文書料等の取扱いについて

労災保険の文書料について（診断書料）

労災保険の診断書に係る費用の支出については、その取扱いを通達で定め運用しており、法改正等による事務処理や様式の変更等を契機として、数次の見直しを経て現在に至っている。

診断書料の取扱い

1 診断書料の支給対象について

保険給付を受けようとする者及び現に保険給付を受給中の者（以下「受給権者等」という。）が規則の規定に基づいて提出した場合における次の診断書について、診断書に要する費用を支給することができるものとする。

- (1) 規則によって、保険給付の請求書、報告書、届書に診断書を添付することを義務付けられている受給権者等から提出された次の診断書
- イ 障害（補償）給付の支給を受けようとする者が、障害（補償）給付請求書に添付して提出した「障害の部位及び状態に関する診断書」（以下「障害の状態に関する診断書」という。）（規則第14条の2第3項）
 - ロ 障害（補償）年金の受給者が、障害の種類の程度に変更があったとして、障害（補償）給付変更請求書に添付して提出した「障害の状態に関する診断書」（規則第14条の3第3項）
 - ハ 労働者の死亡の時から引き続き障害の状態にあることにより遺族（補償）年金支給請求書又は遺族（補償）年金転給等請求書に添付して提出した「障害の状態に関する診断書」（労働者の死亡が業務上でないという理由で遺族（補償）年金の給付の対象とならなかった場合における診断書を除く。）（規則第15条の2第3項第5号及び第7号、同第15条の3第2項第2号及び同第15条の4第2項第2号）
 - ニ 障害の状態にあることにより遺族（補償）年金の受給権者となっている者及び遺族（補償）年金の受給権者である妻が定期報告書に添付して提出した「障害の状態に関する診断書」（障害の状態にあることにより遺族（補償）年金の受給資格を有し、かつ、受給権者と生計を同じくしている者についての障害の状態に関する診断書を含む。）（規則第21条第2項第2号）
 - ホ 労働者の負傷又は疾病が療養の開始後1年6ヵ月を経過した日以後傷病（補償）年金の支給の決定に必要と認めた場合に傷病の状態に関する届書に添付して提出させた「傷病の状態に関する診断書」（規則第18条の2第3項）
 - ヘ 労働者の負傷又は疾病が療養の開始後1年6ヵ月を経過した日において治っていない場合に、同日以後1ヵ月以内に提出させる傷病の状態に関する届書に添付して提出した「傷病の状態に関する診断書」（規則第18条の2第3項）
 - ト 休業（補償）給付の支給を受けようとする者の負傷又は疾病が毎年1月1日において療養の開始後1年6ヵ月を経過したときに同月中のいずれかの日の分を含む休業（補償）給付請求書に添付して提出する傷病の状態に関する報告書に添付して提出した「傷病の状態に関する診断書」（規則第19条の2第2項）
 - チ 傷病（補償）年金の受給権者（規則第21条第1項ただし書きで定期報告を省略することとされている者を除く。）が定期報告書に添付して提出した「負傷又は疾病の状態に関する診断書」（規則第21条第2項第3号）
 - リ 傷病（補償）年金の受給権者が障害の程度に変更があった場合に提出する障害の状態の変更に関する届書に添付する「障害の状態に関する診断書」（規則第21条の2第4項）
 - ヌ 介護（補償）給付の支給を受けようとする者が介護（補償）給付支給請求書に添付して提出した「診断書」（規則第18条の3の5第3項第1号）
- (2) 監督署長が、療養（補償）給付を受けている者（傷病（補償）年金を受けている者を含む。）について療養の継続の要否、入院療養の要否、治ゆ等を判断するために必要と認め、診療担当医師に診断書の提出を求めた場合における当該診断書

2 支給額及び支出科目について

診断書に要する費用の支給額は、正本1部につき、前記1の（1）は4,000円とし、及び1の（2）は、5,000円とする。
支出科目は保険給付費とする。

(参考) 診断書・意見書料等一覧

支給対象	関係条文及び通達(記号)	告示様式の名称番号	請求方法	支給額及び支出科目
障害(補償)等年金の受給権者が、障害の程度に変更があったとして、障害(補償)等給付変更請求書に添付して提出した「障害の部位及び状態に関する診断書」(以下「障害の状態に関する診断書」という。)	則第14条の3第3項	障害(補償)等給付変更請求書(様式第11号)		4,000円 保険給付費
労働者の死亡の時から引き続き障害の状態にあることにより遺族(補償)等年金転給等請求書を添付して提出した「障害の状態に関する診断書」(労働者の死亡が業務上でないという理由で遺族(補償)等年金支給の対象とならなかった場合における診断書を除く。)	則第15条の2第3項第5号及び第7号 則第15条の3第2項第2号 則第15条の4第2項第2号	遺族(補償)等年金請求書(様式第12号、第16号の8) 遺族(補償)等年金転給等請求書(様式第13号)	療養の費用請求書 告示様式第7号(1)、第16号の5(1) 病院等 → 労働者等 → 署	4,000円 保険給付費
障害の状態にあることにより遺族(補償)等年金の受給権者となっている者及び遺族(補償)等年金の受給権者である妻が、定期報告書に添付して提出した「障害の状態に関する診断書」(障害の状態にあることにより遺族(補償)等年金の受給資格を有し、かつ、受給権者と生計を同じくしている者についての障害の状態に関する診断書を含む。)	則第21条第2項第2号	年金等の受給権者の定期報告書(様式第18号)		4,000円 保険給付費
障害(補償)等給付の支給を受けようとする者が、障害(補償)等給付請求書に添付して提出した「障害の状態に関する診断書」	則第14条の2第3項	障害(補償)等給付請求書(様式第10号、第16号の7)		4,000円 保険給付費
労働者の負傷又は疾病が療養の開始後1年6ヶ月を経過した日において治っていない場合に、同日以後1ヶ月以内に提出させる傷病の状態に関する届出に添付して提出した「傷病の状態に関する診断書」	則第18条の2第3項	傷病の状態等に関する届(様式第16号の2)	○指定病院等 診療費請求書(含内訳) 診機様式第1号(含2~5) 病院等 → 局	4,000円 保険給付費
労働者の負傷又は疾病が療養の開始後1年6ヶ月を経過した日以後傷病(補償)等年金の支給決定に必要と認めた場合に傷病の状態等に関する届出に添付して提出した「傷病の状態に関する診断書」	則第18条の2第3項	同上	○非指定病院等 療養の費用請求書 告示様式第7号(1)、第16号の5(1) 病院等 → 労働者 → 署	4,000円 保険給付費
休業(補償)等給付の支給を受けようとする者の負傷又は疾病が毎年1月1日において療養開始後1年6ヶ月を経過しているときに同月中のいずれかの日の分を含む休業(補償)等給付請求書に添付して提出する傷病の状態に関する報告書に添付して提出した「傷病の状態に関する診断書」	則第19条の2第2項	傷病の状態等に関する報告書(様式第16号の11)		4,000円 保険給付費
傷病(補償)等年金の受給権者(規則第21条第1項ただし書きで定期報告を省略することとされている者を除く。)が定期報告書に添付して提出した「負傷又は疾病的状態に関する診断書」	則第21条第2項第3号	年金等の受給権者の定期報告書(様式第18号)		4,000円 保険給付費
傷病(補償)等年金の受給権者が障害の程度に変更があった場合に提出する傷病の状態の変更に関する届書に添付する「傷病の状態に関する診断書」	則第21条の2第4項	傷病の状態の変更に関する届(年金申請様式第4号)		4,000円 保険給付費
介護(補償)等給付の支給を受けようとする者が介護(補償)等給付支給請求書に添付して提出した「診断書」	則第18条の3の5 第3項第1号	介護(補償)等給付支給請求書(様式第16号の2の2)	※障害(補償)等年金受給者である場合については、療養の費用請求書	4,000円 保険給付費

「労働者災害補償保険における診断書料等の取扱いについて」(令和2年3月31日付け基発0331第33号 抜粋)

(参考) 診断書・意見書料等一覧

支 給 対 象	関係条文及び通達(記号)	様式の名称番号	請 求 方 法	支給額及び支出科目
労働基準監督署長が、療養(補償)等給付を受けている者(傷病(補償)等年金を受けている者を含む。)について療養の継続の要否、入院療養の要否、治ゆ等を判断するために必要と認め、診療担当医師に診断書の提出を求めた場合における当該診断書			○指定病院等 通達別紙請求書、診機様式第1号の2 病院等 → 局 ○非指定病院等 通達別紙請求書、診機様式第1号の3 病院等 → 署	5,000円 保険給付費
休業(補償)等給付請求書における診療担当者の休業に関する証明	則第13条第2項	休業(補償)等給付請求書 (様式第8号、様式第16号の6)	○指定病院等 診療費請求書(含内訳) 診機様式第1号(含2~5) 病院等 → 局 ○非指定病院等 療養の費用請求書 告示様式第7号(1)、第16号の5(1) 病院等 → 労働者 → 署	2,000円 保険給付費
看護の給付の看護費用の額の証明書における診療担当者の看護に関する証明	則第12条の2第3項	昭和63年5月12日 基発第315号別紙様式1		1,000円 保険給付費
労働基準監督署長が労災法第47条の2の規定による受診命令に基づいて作成依頼する意見書等	労災法第47条の2		一般的な医学事項 7,000円 特に高度な医学事項 20,000円 保険給付費又は障害等級等認定手費	
業務上外及び障害等級の認定に関し、厚生労働省労働基準局長又は都道府県労働局長が専門医に意見書の提出を依頼した場合の意見書に対する謝金	平8.7.24基発第479号			20,000円 業務取扱費 ? 50,000円 謹 謝 金
はり・きゅう及びマッサージの施術に係る診断書	昭57.6.2基発第384号	はり・きゅう診断書<はり・きゅう単独>(様式第1号) はり・きゅう診断書<一般医療とはり・きゅう併用>(様式第1号)(施術効果の評価表添付) マッサージ診断書(様式第2号) 昭57.5.31基発第375号	○指定病院等 診療費請求書(含内訳) 診機様式第1号(含2~5) 病院等 → 局 ○非指定病院等 療養の費用請求書 告示様式第7号(1)、第16号の5(1) 病院等 → 労働者 → 署	3,000円 保険給付費 4,000円 保険給付費 3,000円 保険給付費

「労働者災害補償保険における診断書料等の取扱いについて」(令和2年3月31日付け基発0331第33号 抜粋)

労災保険の文書料について（意見書料）

労災保険の意見書に係る費用の支出についても、診断書と同様、その取扱いを通達で定め運用しており、法改正等による事務処理や様式の変更等を契機として、数次の見直しを経て現在に至っている。

意見書料の取扱い

1 労働基準監督署長（以下「署長」という。）が労災保険給付に関する決定に当たり専門医等から意見等を求めた場合の意見書等の費用の取扱いについて

（1）支出要件

署長が労災保険給付に関する決定に当たり専門医等から意見等を求めた場合の意見書料等の費用については、次に掲げる場合に支出できるものとする。

イ 労災保険給付に関する決定に当たり専門医等に対して意見書等を求めた場合（業務上の認定、治ゆの認定、再発の認定、障害等級の認定等保険給付に関する決定の前提となる事項について、意見、鑑定等を求めたときがこれに該当する）

ロ 受診命令に基づき専門医等に対して意見書等を求めた場合

（2）（略）

（3）支出額

支出額については、支出要件である上記（1）のイ及びロを一般的医学事項及び特に高度な医学的事項とに区分し、別表1のとおりとする。

なお、特に高度な医学的事項とは、次に定めるものとする。

イ 脳・心臓疾患等疾病と業務又は通勤との因果関係の判断が困難な事案

ロ 神経系統の機能又は精神障害若しくは胸腹部臓器障害に係る傷病等級又は障害等級に係る障害の状態又は程度等についてその判断が困難な事案

ハ その他上記イ又はロに掲げる事案と同程度以上に高度な専門的事項について、鑑定又は意見を必要とすると認められる事案

2 都道府県労働局長（以下「局長」という。）が労災補償行政に関し協力を求めた場合について

（1）支出要件

次に掲げる局長が労災補償行政に関し協力を求めた場合に支出できるものとする。

イ 保険給付に関する決定に当たり、医師に意見、鑑定等を求めた場合（業務上の認定、治ゆの認定、再発の認定、障害等級の認定、傷病等級の認定等保険給付に関する決定の前提となる事項について、医師に意見、鑑定等を求めたときがこれに該当する）

ロ 行政事件訴訟又は不服申立てに関し、医師、弁護士、その他の専門家に意見、鑑定等を求めた場合（行政事件訴訟又は不服申立てに関し、法律解釈、訴訟技術等について弁護士等の意見を求めた場合等もこれに含まれる）

ハ 裁判所に医学等の証人として出廷することを求めた場合（行政事件訴訟に関し、行政側の申請に係る証人として裁判所への出廷を依頼した場合がこれに該当する）

ニ 学識経験者、医師、弁護士その他の専門家又はこれらの団体に調査、研究、講演、執筆等の協力を求めた場合（医師会、歯科医師会その他の団体に調査等を依頼した場合がこれに該当する）

ホ その他行政上の必要により特に協力を求めた場合又は協力があった場合（イ～ハはいずれも専門的立場にある者が協力した場合であるが、保険経済に寄与する情報の提供、通報等必ずしも専門的立場を要しない者の協力を求める場合があり、このような場合がこれに該当する）

（2）（略）

（3）（略）

（4）支出額

支出額については、別表2の支出金額の範囲内とする。ただし、当該範囲については社会通念上許容される範囲内で、厳密な検討の上、その額を決定するものとする。

3 （略）

(参考) 意見書料について

別表1 労働基準監督署長が意見を求めた場合

依頼者	支給要件	金額	支出科目		備考
			(項)	(目)	
労働基準監督署長	本通達中1-(1)-イ事案	一般的な医学事項 7,000円 特に高度な医学的事項 20,000円	保険給付費	保険給付費	
	本通達中1-(1)-ロ事案	一般的な医学事項 7,000円 特に高度な医学的事項 20,000円	保険給付費 業務取扱費	保険給付費 障害等級等認定庁	傷病の治ゆの認定及び療養者の症状のは握の場合 業務上外の認定及び障害補償年金受給者の障害の状態の確認等の場合

別表2 都道府県労働局長が意見を求めた場合

依頼者	支給要件	金額	支出科目		備考
			(項)	(目)	
都道府県労働局長	本通達中2-(1)-イ事案	20,000円 ～ 50,000円	業務取扱費	諸謝金	事案の内容及び学識経験、社会的地位等を考慮して決定すること。 ただし、支給額の範囲で対応できない場合は、本省と協議の上、額を決定すること。
	本通達中2-(1)-ロ事案	20,000円 ～ 300,000円			
	本通達中2-(1)-ハ事案	20,000円 ～ 200,000円			
	本通達中2-(1)-ニの内個人に求めた場合	20,000円 ～ 50,000円			
	本通達中2-(1)-ニの内団体に求めた場合	50,000円 ～ 200,000円			構成する団体の規模、協力の度合等を十分勘案して決定すること。
	本通達中2-(1)-ホ事案	3,000円 ～ 10,000円			事案の内容の度合等により決定すること。

「労災保険給付に関して専門医等に意見を求めた場合の意見書料等並びに労働保険審査官及び労働保険審査会法第15条第1項第3号に規定する鑑定に係る鑑定料等の改定について」
(平成8年7月24日付け基発第479号 (最終改正 平成13年11月1日) 抜粋)

労災保険の文書料について（実態調査）

医療機関に対する診断書料等に関する実態調査

○調査目的

各医療機関において、診断書料、意見書料等の価格等の実態を把握するための調査を実施

○調査対象

労災指定医療機関のうち、都道府県ごとに無作為に抽出した5,000医療機関

○調査時期及び手法

- ・令和7年12月～令和8年1月実施
- ・調査対象医療機関に実態調査票を郵送し、Web又は調査票の返送により回答（回答期限1月9日）

○調査結果

回答：2,268件（回答率45.4%）

調査について

診断書、意見書料等に関する実態調査について

以下の診断書、意見書等に関する設問にお答えください。

- ① 貴医療機関に診断書や意見書等の文書料に関する規定や基準はありますか。（有・無）
※該当するものに○を付してください。

- ② 以下の診断書等の料金について、可能な範囲でお答えください。

（①の設問で規定等が有の場合はその金額を、無の場合もその種類や実際の金額を御教示ください）

※概ねの金額を、一番下の枠内からお選びいただき、該当する番号を御記載ください（該当するものが無ければ空欄としてください）

文書の名称	番号（金額）
1:診断書	
2:診断書 (内容や枚数が多い等複雑なもの)	
3:休業証明書	
4:医療費等に関する証明書、証明料	
5:年金関係(公的機関提出用) (厚生国民年金等・共済に係る診断書)	
6:年金現況届	
7:保険会社診断書	
8:保険会社診断書(後遺障害)	

文書の名称	番号（金額）
9:自賠責保険診断書	
10:自賠責保険診断書(後遺障害)	
11:その他(他制度等に係る診断書等があれば可能な範囲で記載してください)	

- ③ 意見書料について、可能な範囲でお答えください。

（①の設問で規定等が有の場合はその金額を、無の場合もその種類や実際の金額を御教示ください）

※概ねの金額を、一番下の枠内からお選びいただき、該当する番号を御記載ください（該当するものが無ければ空欄としてください）

文書の名称	番号（金額）
1:意見書	
2:意見書 (内容や枚数が多い等複雑なもの)	

文書の名称	番号（金額）
3:その他	

左記の二次元コードからオンライン回答も可能です。オンラインで回答していただいた場合は、アンケート票の返送は必要ございません。オンライン回答の場合は、右上のバーコード番号を記載していただく必要があります。



該当する番号（金額）をお選びください。

- ① 1,000円未満
② 1,000円以上～2,000円未満
③ 2,000円以上～3,000円未満
④ 3,000円以上～4,000円未満
⑤ 4,000円以上～5,000円未満
⑥ 5,000円以上～6,000円未満
⑦ 6,000円以上～7,000円未満
⑧ 7,000円以上～8,000円未満
⑨ 8,000円以上～9,000円未満

- ⑩ 9,000円以上～10,000円未満
⑪ 10,000円以上～12,000円未満
⑫ 12,000円以上～14,000円未満
⑬ 14,000円以上～16,000円未満
⑭ 16,000円以上～18,000円未満
⑮ 18,000円以上～20,000円未満

※20,000円以上の場合は、実際の金額を御記載ください。

実態調査にご協力いただきありがとうございました。

労災保険の文書料について（実態調査）

医療機関に対する診断書料等に関する実態調査

診断書等

	診断書		診断書（複雑なもの）		年金関係診断書		年金現況届		保険会社診断書		保険会社診断書（後遺障害）		自賠責診断書		自賠責診断書（後遺障害）		その他		
	回答数	金額	回答数	金額	回答数	金額	回答数	金額	回答数	金額	回答数	金額	回答数	金額	回答数	金額	回答数	金額	
①	1,000円未満	9	4,500	3	1,500	12	6,000	34	17,000	2	1,000	0	0	3	1,500	3	1,500	20	10,000
②	1,000円以上~2,000円未満	342	513,000	69	103,500	31	46,500	61	91,500	10	15,000	5	7,500	7	10,500	4	6,000	31	46,500
③	2,000円以上~3,000円未満	770	1,925,000	178	445,000	56	140,000	103	257,500	40	100,000	16	40,000	43	107,500	15	37,500	85	212,500
④	3,000円以上~4,000円未満	738	2,583,000	338	1,183,000	204	714,000	199	696,500	266	931,000	99	346,500	272	952,000	96	336,000	177	619,500
⑤	4,000円以上~5,000円未満	135	607,500	204	918,000	192	864,000	123	553,500	261	1,174,500	164	738,000	308	1,386,000	158	711,000	68	306,000
⑥	5,000円以上~6,000円未満	205	1,127,500	708	3,894,000	759	4,174,500	411	2,260,500	1,010	5,555,000	811	4,460,500	941	5,175,500	760	4,180,000	192	1,056,000
⑦	6,000円以上~7,000円未満	34	221,000	138	897,000	166	1,079,000	85	552,500	237	1,540,500	212	1,378,000	205	1,332,500	208	1,352,000	38	247,000
⑧	7,000円以上~8,000円未満	13	97,500	121	907,500	154	1,155,000	79	592,500	233	1,747,500	241	1,807,500	176	1,320,000	211	1,582,500	25	187,500
⑨	8,000円以上~9,000円未満	7	59,500	57	484,500	107	909,500	42	357,000	88	748,000	134	1,139,000	68	578,000	119	1,011,500	21	178,500
⑩	9,000円以上~10,000円未満	0	0	12	114,000	14	133,000	4	38,000	6	57,000	25	237,500	11	104,500	25	237,500	3	28,500
⑪	10,000円以上~12,000円未満	5	55,000	154	1,694,000	255	2,805,000	94	1,034,000	67	737,000	314	3,454,000	80	880,000	341	3,751,000	75	825,000
⑫	12,000円以上~14,000円未満	0	0	8	104,000	23	299,000	10	130,000	5	65,000	23	299,000	9	117,000	24	312,000	3	39,000
⑬	14,000円以上~16,000円未満	1	15,000	4	60,000	8	120,000	0	0	1	15,000	13	195,000	0	0	11	165,000	0	0
⑭	16,000円以上~18,000円未満	1	17,000	3	51,000	13	221,000	0	0	0	0	15	255,000	2	34,000	18	306,000	1	17,000
⑮	18,000円以上~20,000円未満	0	0	2	38,000	2	38,000	2	38,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
⑯	20,000円以上	0	0	3	60,000	8	160,000	0	0	1	20,000	9	180,000	0	0	12	240,000	10	200,000
合計		2260	7,225,500	2,002	10,955,000	2,004	12,864,500	1,247	6,618,500	2,227	12,706,500	2,081	14,537,500	2,125	11,999,000	2,005	14,229,500	749	3,973,000
平均額		3197.1	5472.0		6419.4		5307.5		5705.7		6985.8		5646.6		7097.0		5304.4		

意見書

證明書

	意見書		意見書（複雑なもの）		その他	
	回答数	金額	回答数	金額	回答数	金額
① 1,000円未満	45	22,500	24	12,000	10	5,000
② 1,000円以上～2,000円未満	146	219,000	35	52,500	11	16,500
③ 2,000円以上～3,000円未満	262	655,000	99	247,500	16	40,000
④ 3,000円以上～4,000円未満	409	1,431,500	194	679,000	28	98,000
⑤ 4,000円以上～5,000円未満	257	1,156,500	193	868,500	28	126,000
⑥ 5,000円以上～6,000円未満	397	2,183,500	484	2,662,000	34	187,000
⑦ 6,000円以上～7,000円未満	48	312,000	61	396,500	5	32,500
⑧ 7,000円以上～8,000円未満	50	375,000	88	660,000	9	67,500
⑨ 8,000円以上～9,000円未満	19	161,500	40	340,000	3	25,500
⑩ 9,000円以上～10,000円未満	2	19,000	6	57,000	0	0
⑪ 10,000円以上～12,000円未満	47	517,000	120	1,320,000	7	77,000
⑫ 12,000円以上～14,000円未満	3	39,000	8	104,000	1	13,000
⑬ 14,000円以上～16,000円未満	2	30,000	6	90,000	3	45,000
⑭ 16,000円以上～18,000円未満	3	51,000	5	85,000	1	17,000
⑮ 18,000円以上～20,000円未満	1	19,000	4	76,000	0	0
⑯ 20,000円以上	2	40,000	13	260,000	2	40,000
合計	1,693	7,231,500	1,380	7,910,000	158	790,000
平均額	4271.4		5731.9		5000.0	

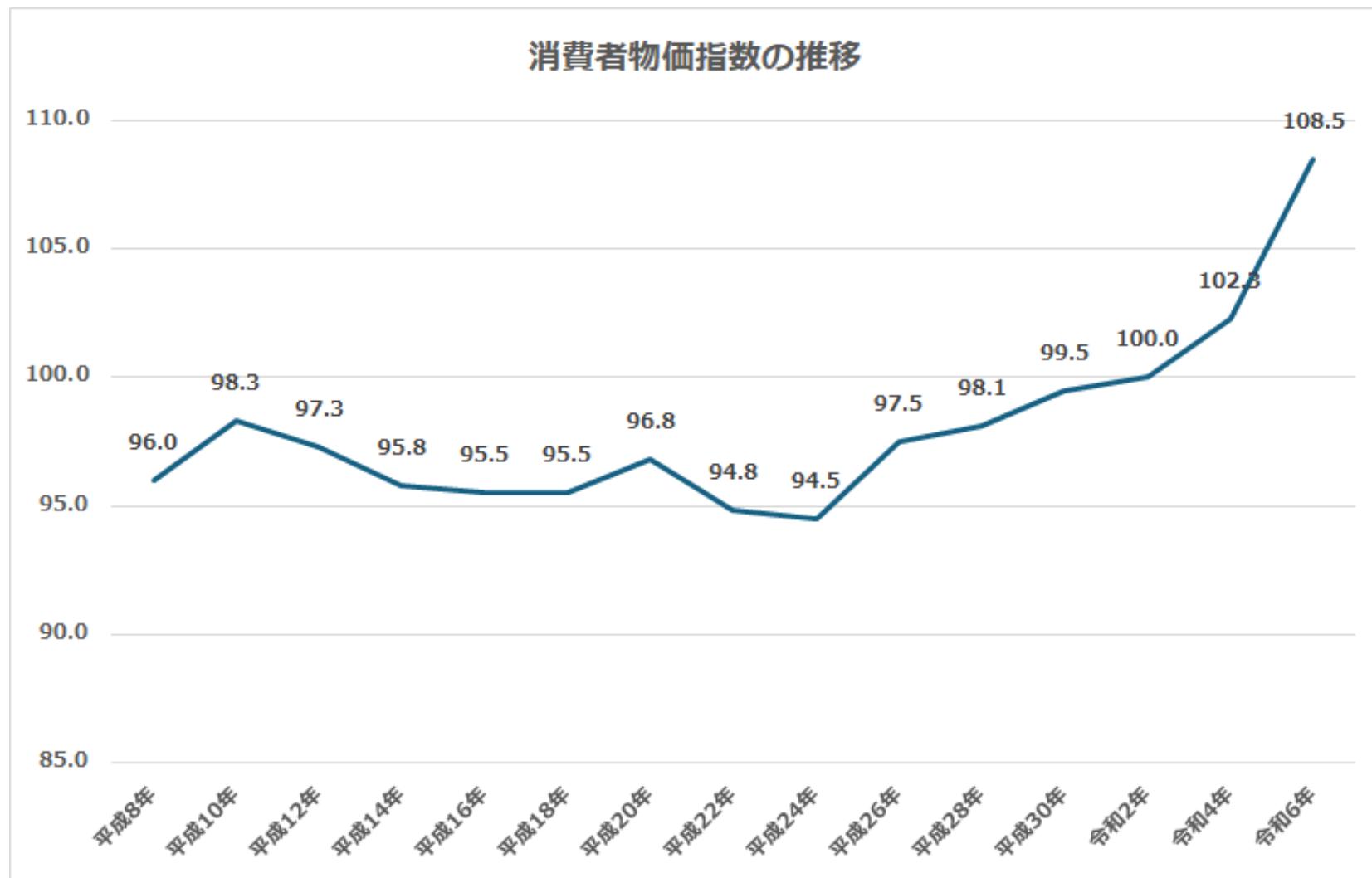
休業証明書		医療費等に関する証明書、証明料	
回答数	金額	回答数	金額
119	59,500	430	215,000
320	480,000	857	1,285,500
695	1,737,500	369	922,500
397	1,389,500	195	682,500
64	288,000	32	144,000
105	577,500	70	385,000
10	65,000	11	71,500
7	52,500	6	45,000
1	8,500	3	25,500
0	0	1	9,500
0	0	1	11,000
0	0	0	0
0	0	0	0
0	0	0	0
0	0	0	0
0	0	0	0
1,718	4,658,000	1,975	3,797,000
2711.3		1922.5	

調査結果（概要）

- 文書料に関する規定あり ······ 85. 1%
 - 診断書料
 - ①複雑なもの ······ 5, 472円
 - ②保険会社診断書（後遺障害） ······ 6, 986円
 - ③自賠責保険診断書（後遺障害） ······ 7, 097円
 - 意見書料
 - ①一般 ······ 4, 271円
 - ②複雑なもの ······ 5, 732円

(参考) 消費者物価指数の推移

消費者物価指数の推移は以下の表とおりとなっており、平成8年から令和6年の消費者物価指数の上昇率は113.0%。特に令和2年度以降の上昇が顕著となっている



出典：総務省「消費者物価指数」（指数は令和2年（2020年）7月を100.0とした場合の数値）に基づき、厚生労働省労働基準局補償課にて作成。